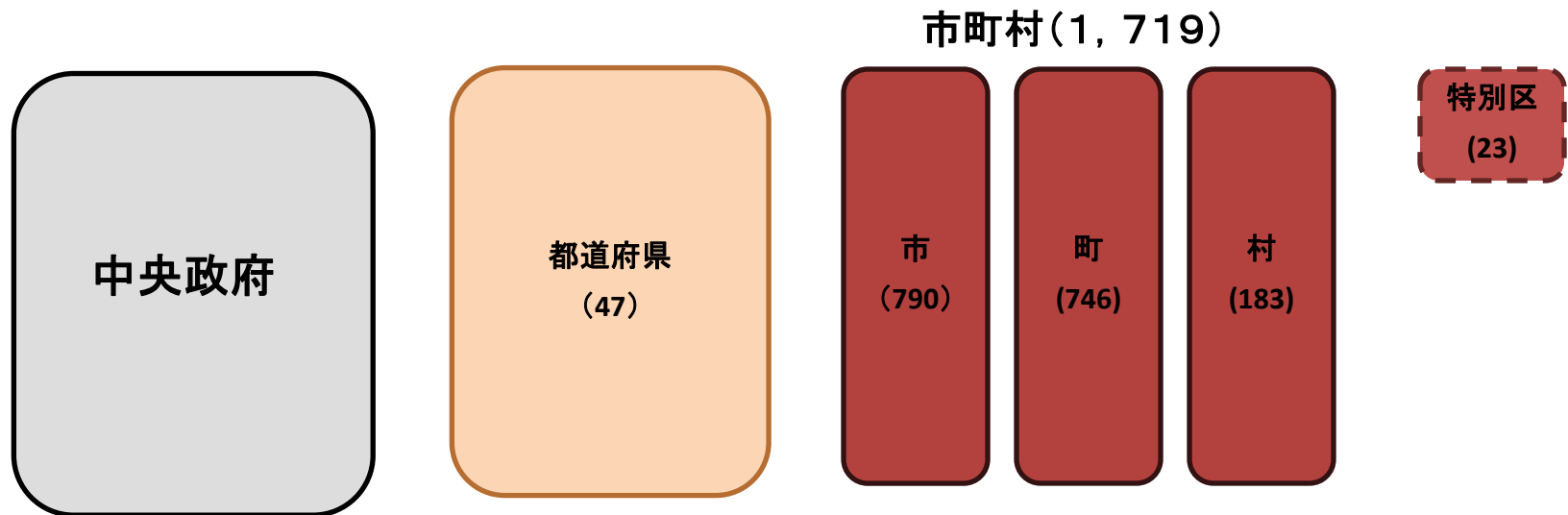


日本の消防概況と 消防力の強化

日本国消防庁
審議官 北崎 秀一

日本の地方公共団体

- 日本の総人口：1億2,723万5千人(2014年1月1日時点)
(カンボジア王国の人口：1470万人)
- 地方公共団体は、2層制である。
 - ・ 都道府県（広域の地方公共団体）47
 - ・ 市町村〈基礎的な地方公共団体〉1,719



都道府県、市町村、特別区には、選挙で選ばれる議会が設置されている。

日本の消防体制

消防庁

○職員数: 169人

○2014年度予算
・・・126億79百万円(1億2553万ドル)

市町村

常備消防

消防本部: 770本部
消防職員: 16万392人

2013年4月1日現在

※人口の99.9%が常備消防によってカバーされてる。

非常備消防

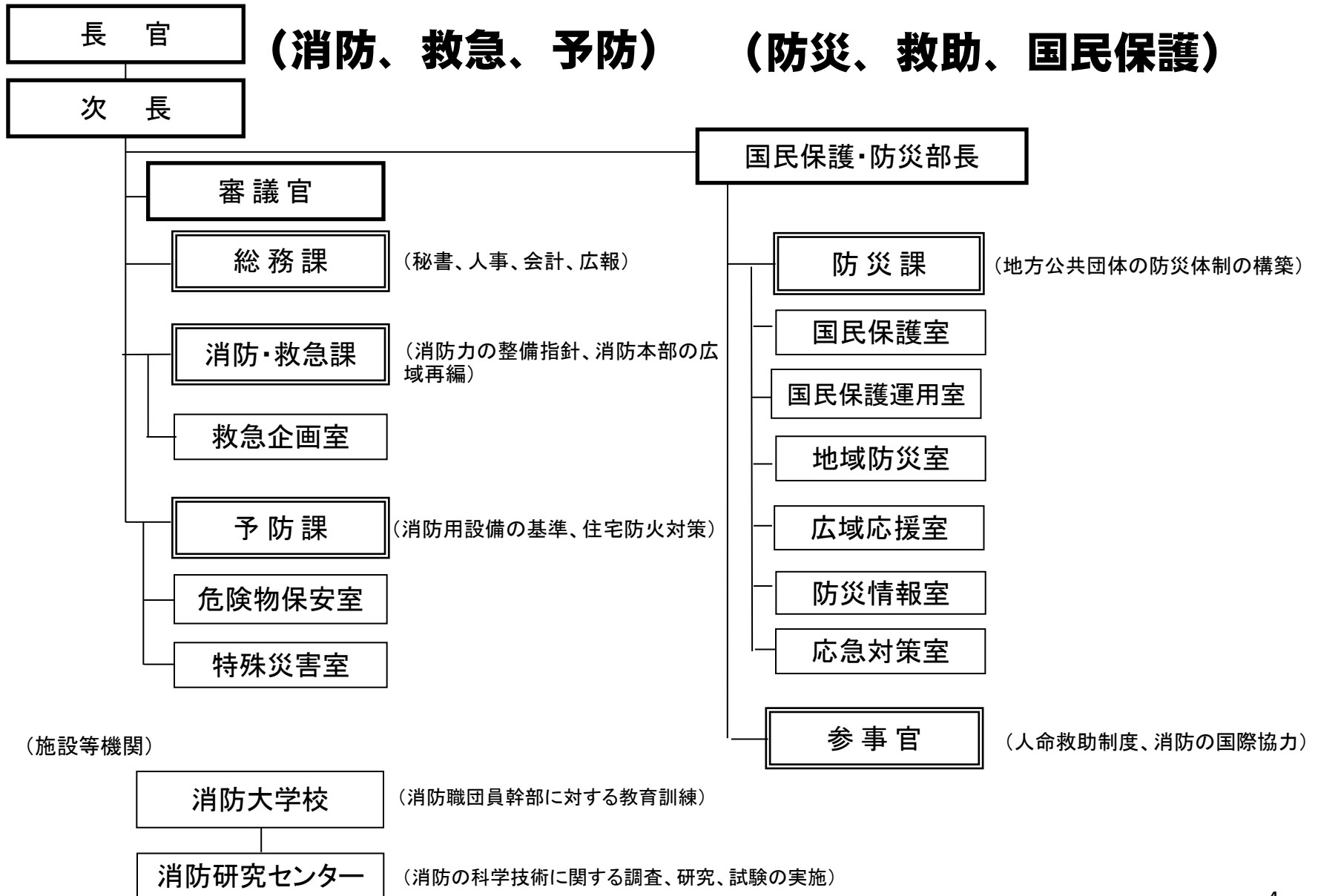
消防団: 2,224団
消防団員: 86万8,872人

2013年4月1日現在

※市町村の消防に関する経費の2011年度決算額は、1兆8,388億円(182億594万ドル)

- ・消防庁の役割＝消防制度の企画・立案や市町村消防への支援・指導等
- ・消防機関(常備・非常備消防)は、市町村の組織＝市町村消防の原則

消防庁の組織



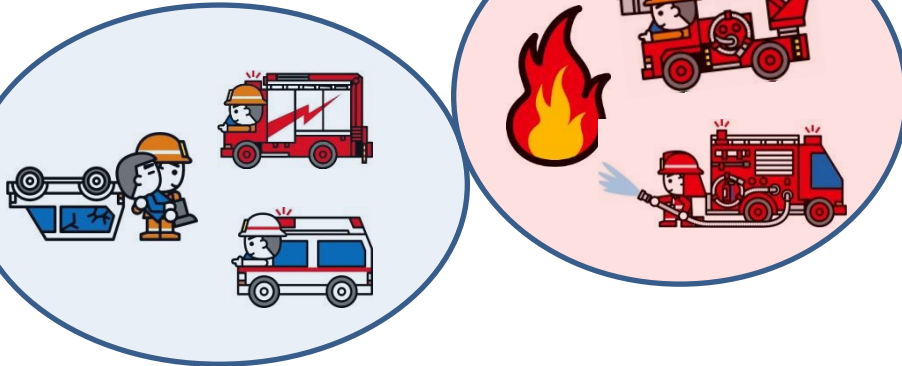
消防の歴史

	常備消防	消防団	主な災害
(戦前)		消防組規則制定 (消防組発足)	
1894. 2. 9			
(施行)		警防団令制定 (警防団発足、消防組解消)	
1939. 4. 1			
(戦後)		消防団令公布 (消防団発足、警防団解消)	(死者及び行方不明者)
1947. 4. 30	消防組織法制定 (警防業務)		1959年 伊勢湾台風 (5,098名)
(施行)		↓	1964年 新潟地震 (26名)
1948. 3. 7			1982年 ホテル・ニュージャパン火災 (33名)
(施行)	消防法制定 (+予防業務)		1993年 北海道南西沖地震 (230名)
1948. 8. 1		(1951年、消防組織 法に位置付け)	1995年 阪神・淡路大震災 (6,437名)
(施行)	災害対策基本法制定 (+防災業務)		地下鉄サリン事件 (12名)
1962. 7. 10			2001年 新宿歌舞伎町ビル火災 (44名)
(施行)	(救急業務法制化)		2004年 新潟県中越地震 (68名)
1964. 4. 10			2005年 JR西日本福知山線列車事故 (107名)
(施行)	国民保護法制定 (+国民保護業務)		2007年 新潟県中越沖地震 (15名)
2004. 9. 17			2008年 岩手・宮城内陸地震 (23名)
			2011年 東日本大震災 (21,377名)
	自治体消防制度65周年	消防団120年	

消防活動の概要

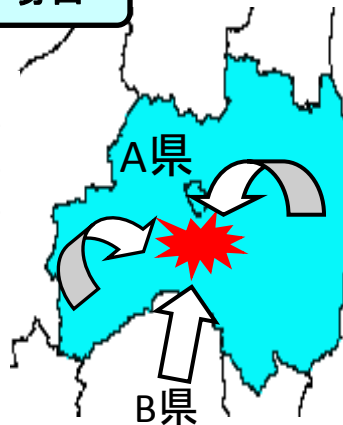
通常の火災・事故・災害の場合

○当該市町村の消防で対応



大規模な火災・事故・災害の場合

○消防相互応援協定に基づき近隣市町村(県外を含む。)や県内市町村からの消防隊の応援で対応



より大規模な火災・事故・災害の場合

○緊急消防援助隊で対応

- ・ 緊急消防援助隊とは、大規模な災害が発生した場合に、全国各地から被災地に駆けつけ、消火・救助活動等を行う広域応援の部隊
- ・ 様々な災害に対応できるよう、消火・特殊災害・航空等の多岐にわたる精鋭部隊約4,700で構成



日本の消防車両



消防ポンプ自動車



はしご自動車



救助工作車



小型動力ポンプ



小型動力ポンプ付積載車



化学消防車

【消防車両等の保有台数】

車両名	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	7,729	14,439	22,168
はしご自動車	1,214	0	1,214
化学消防車	1,016	3	1,019
救急自動車	6,073	0	6,073
救助工作車	1,243	0	1,243
小型動力ポンプ付積載車	444	35,309	35,753
小型動力ポンプ	1,861	13,714	15,575
その他	11,676	5,440	17,116
合計	31,256	68,905	100,161



救急自動車

※2013年4月1日現在

消防隊の装備

消防隊



【防火服】
※面体＋空気呼吸器



救助隊



【救助服】
※ハーネス＋サポーター（肘・膝）



救急隊



【感染防護服】



特殊災害専門隊



【陽圧式化学防護服】



日本における地域の防災体制

消防機関

常備消防

約16.0万人
(770本部)

消防団

約86.9万人
(2,224団)

うち、女性消防団員
約2.1万人

婦人防火クラブ
約143万人
(9,554クラブ)

少年消防クラブ
約42.1万人
(4,587クラブ)

自主防災組織

約4,037万人
(153,600団体)

※2013年4月1日現在

消防団の特徴

消防団とは

- 消防団とは、市町村の非常備の消防機関
- すべての市町村に設置
- 消防団員は、権限と責任を有する災害時のみ出動する地方公務員（ボランティアとしての性格も有する）

消防団の特徴

- 地域密着性
→ 消防団員は管轄区域内に居住または勤務
- 要員動員力
→ 消防団員数は消防職員数の約5.4倍
- 即時対応力
→ 日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得

消防団の活動

消防団の活動

【災害発生時】

- 火災 → 初期消火、残火処理活動
- 自然災害 → 警戒、広報、救助活動
- 大規模災害 → 住民の避難支援

【平常時】

- 火災予防の啓発
- 防災訓練の指導
- 応急手当の普及

◇ 地域における消防
防災の中核的存在

◇ 消防防災力の向上、
コミュニティの活性化
に大きな役割



＜住宅火災での消火活動＞



＜林野火災での消火活動＞

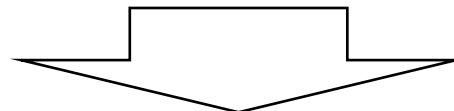


＜住民の避難支援＞

コミュニティにおける自主防災活動



地震などの大規模災害時には、消防機関は人的・物的資源に限りがあるため、全ての事案に対処できない。



住民自身の備えや地域での自主的な防災活動が必要不可欠。

2013年版消防白書

区分	概要	組織数	人数
自主防災組織	町内会などが単位となり自主的に活動する防災組織	153, 600	約4,037万人
女性防火クラブ	家庭の主婦等を中心に組織された火災予防を主目的としている組織	9, 554	約143万人
少年消防クラブ	少年少女により編成され、身近な生活から防火・防災を学ぶ組織	4, 587	約42万人

自主防災組織

- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成し、自発的な防災活動を行う組織
- 主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営
- 大規模災害時に行政機関による災害対応が困難な場合、自主的な防災活動を実施

主な活動

【平常時】

- ・ 防災知識の普及
- ・ 地域の災害危険箇所の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災資機材の備蓄と点検

【災害発生時】

- ・ 災害情報の収集、住民への伝達
- ・ 出火防止、初期消火
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 被災住民の救出、応急手当
- ・ 給食、給水



防災倉庫・防災資機材



防災訓練

婦人防火クラブ

主な活動

【平常時】

- ・ 火災予防の普及啓発
- ・ 住宅用火災警報器の設置推進
- ・ 高齢者家庭等の防火診断

【災害時】

- ・ 災害情報の収集、住民への伝達
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 避難所における炊き出し支援



避難所での炊き出し支援

少年消防クラブ

主な活動

- ・ 防災訓練等への参加、消防訓練(実技)
- ・ 防火、防災知識の普及(講義)
- ・ 行事・コンクールへの参加
- ・ 学校内の安全点検
- ・ 防災マップ作り



消火訓練

「消防力の整備指針」

趣旨

- 市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの。
- 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備する。

施設の算定基準(例)



消防署・出張所



市街地人口
(例)10万人で3署所



消防ポンプ自動車



市街地人口
(例)10万人で6台



救助工作車



消防署数
(例)1署で1台



はしご自動車



管内の中高層
建築物の棟数
(例)10棟で1台



救急自動車



市街地人口
(例)3万人で1台



指揮車



消防署数
(例)1署で1台



消防隊員



車両1台に5名



救助隊員



車両1台に5名



救急隊員



車両1台に3名



予防担当職員



人口10万人で15人



通信担当職員



市街地人口
(例)10万人で5人

「消防力の整備指針」改正の経緯

経緯

年号	主な改正内容
1961年	市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要最小限度の施設、人員を定めることを目的として制定。
1971年	中高層建築物、危険物施設の増加により、はしご自動車、化学消防車の配置基準を見直し。(一部改正)
1975年	社会経済情勢の変化、消防技術の向上等により、救急車及び救急隊員の配置、人命救助要員の配置等の項目を追加。(一部改正)
1976年	一定の屋外貯蔵タンクを有する事業所がある場合、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を配置する旨の規定を追加。(一部改正)
1986年	救助隊数と同数の救助工作車を配置する旨の規定を追加。(一部改正)
2000年	都市構造の変化、消防需要の変化に対応するため、実態に即した合理的な基準になるよう全面的な見直しを行い、「必要最小限度の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に改正。(全部改正)
2005年	多様化する災害態様や増大する消防需要、武力攻撃事態等の新たな事象に対応するため、消防職員の職務能力に関する基準、防災・危機管理に関する基準等を追加。(一部改正)

消防力の更なる充実強化

現在検討している事項

○ 東日本大震災の教訓を踏まえた検討

- 非常用車両の配置の促進
- 消防庁舎の耐震化及び代替施設の整備
- 大規模災害対応資機材の整備
- 耐震性を有した消防水利整備

○ 社会情勢の変化に伴う検討

(1) 多様化する災害態様への対応

- 化学消防車の適正配置の促進
- 予防要員の増員

(2) 救急需要増加への対応

- 救急自動車の増強配備
- 救急隊員の労務管理等の体制整備



消防力の更なる充実強化を図る。

～尊い命を守るために～

FDMA
住民とともに

消防庁



ご静聴ありがとうございました